



10月のお知らせ



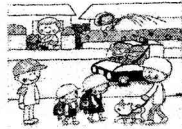
★ 全国地域安全運動の実施

<令和3年全国地域安全運動の概要>

期 間：令和3年10月11日（月）～20日（水）までの10日間

- 運動重点：① 子供と女性の犯罪被害防止
② 特殊詐欺の被害防止
③ 住宅及び車両を対象とした窃盗の被害防止

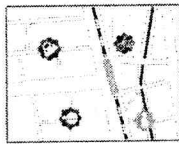
『ながら見守りにご協力を！』
散歩・花の水やり・通勤通学
をしながら等、日常生活の中で
子供の安全を見守りましょう！



『鍵かけがカギ！』
車・自転車・家の窓や
ドアなどには、必ずカギ
をかけましょう！



『犯罪発生・不審者情報マップ』
犯罪情報や不審者情報を
地図上の発生した場所に
表示するものです。
詳しくは県警ホームペー
ジをご覧ください。



『ナポくんメール』
犯罪や不審者などの情報をタ
イムリーにメールでお知らせし
ています。受信したい情報や地
域を選んで登録できますので、
ぜひご利用ください。

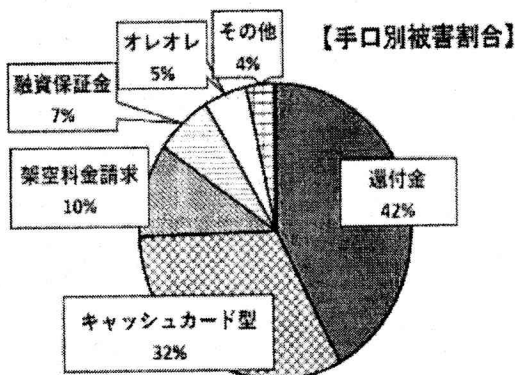


登録はこちらから↑

★ 「オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺」の被害防止

<被害の多い手口>

- 還付金詐欺
- キャッシュカード型
- 架空料金請求詐欺



令和3年6月30現在

<電話機を活用した被害防止対策>

自宅の固定電話にかかってきた電話が発端となる被害が多いため、電話機から予防対策を行うことが有効です。

- 防犯電話（迷惑電話防止機器）の設置
不審電話の着信を自動で拒否したり、通話を自動で録音する機能が付いている「防犯電話」に替える。
- ナンバーディスプレイの利用
ナンバーディスプレイを活用して「知らない番号」や「圏外」「非通知」など、怪しい番号からの電話には出ない。
- 在宅中も留守番電話を活用
在宅中も留守番電話にして、相手のメッセージを聞いてから必要な時だけ折り返して電話する。

★ クロスボウは所持禁止となります！

○ 銃刀法の規制対象となるクロスボウとは？

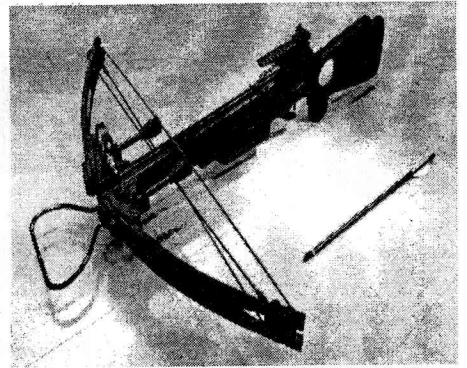
引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構を有する弓のうち、矢の運動エネルギーの値が人の生命に危険を及ぼし得る値以上となるものです。

○ 自宅などにクロスボウを所持している場合は？

改正法の施行後6か月否に許可申請をするか、警察に処分を依頼してください。(施行後6か月以内にこれらの措置を講ずれば、罪に問われません。)

○ 具体的な処分方法は？

最寄りの警察署に直接持ち込んでいただければ、無償で処分します。(処分の依頼は施行前でも受け付けています。)



**詐欺にあわないための合い言葉
渡すなキャッシュカード！教えるな暗証番号！**